

業務速報

NO. 735
2010.10.28
J R 東海労働組合
発行 淵上 利和
編集 加藤 光典

平成22年度第2四半期連結決算経営協議会

長期債務返済は借入金と社債発行でも対応 リニアの建設費は いったいどこから出てくるのか？

10月28日、本部は平成22年度第2四半期決算の経営協議会を開催しました。会社は、「厳しい経営環境が続く中、安全・安定輸送の確保を最優先に一層のサービス充実を図った結果、運輸収入は景気低迷や高速道路料金値下げ政策の影響を受けたものの、昨年春のインフルエンザの影響の反動もあり増収。連結営業収益全体でも増収となったとし、通期の業績予想を収益・利益を上方修正する。引き続き業務全般にわたり効率化低コスト化を徹底し、経営体力の充実を図る」としました。

【連結損益概要（累計）】

営業収益	: 7, 482億円	前年同期比+176億円	2.4%増
営業費	: 5, 489億円	前年同期比△52億円	0.9%減
営業利益	: 1, 993億円	前年同期比+229億円	13.0%増
営業外損益	: △545億円	前年同期比38億円改善	
経常利益	: 1, 448億円	前年同期比+267億円	22.6%増
四半期純利益	: 882億円	前年同期比+185億円	26.6%増

【22年度の業績予想修正】

営業収益1兆4,820億円（前期比0.3%減）、営業利益3,140億円（同7.0%増）、経常利益1,940億円（同17.4%増）、当期純利益1,120億円（同22.1%増）に修正し、通期の長期債務縮減見込み額930億円に修正し、当年度の長期債務残高は3兆805億円を見込む。

以下、組合側の質問と会社の回答です。

- 1、第2四半期の決算において増収・増益となり、通期を営業収益で250億円、純利益で150億円の上方修正したが、しかし09年度実績には大きな差がある。会社としての今回の決算に対する認識と今後の収入の見通しについてどのように考えているのか。

会社：厳しい状況の中で、収益力の強化、効率的な業務執行、低コスト化の結果としてまずまずの決算内容だったと考えている。下期については、円高基調が続く経済全体が厳しい環境にあるし、高速道路料金政策や羽田空港の拡張もあり先行きが見えず厳しい状況にある。

2、長期債務の返済について今年度930億円の削減額とし年度末の債務額を3兆805億円としているが、3月29日に平成22年度運営方針について経営協議会が開催されその中で、1号債務と2号債務は平成28年に返済すると回答しているがその返済額と返済の資金はどのように調達するのか。

会社：今年度末までに1117億円の予定。返済資金は自己資金の充当と長期借入れ、社債への借り換えを組み合わせで調達していく。

3、昨年度、業務執行全般にわたり「効率化」「低コスト化」として、連結子会社で100億円、JR東海社内で50億円、計150億円の費用削減が行われたが、継続的に今年度においても具体的に進めている経費削減策があるのか。

会社：低コスト化では、エクスプレス予約会員への案内方法の工夫、システムの安定可動を工夫した保守レベルの見直しを今年度もやっている。さらに今年度からオフィス設備の設備保守系統の見直し、社内各種システムの保守系統の見直し等を始めた。

4、社債発行額について、会社は昨年度、1,000億円強の社債の発行し、合計約9,500億円と回答しているが、今年度予定している社債の発行額はいくらであり、その発行理由は何か。その結果、社債発行額は合計でいくらになるのか。

会社：第2四半期までの社債発行額は650億円。年度の発行予定額は未定。長期債務の削減額としては、単体で800億、連結で930億を計画上進めていく。

5、4月30日の平成21年度、期末連結決算の経営懇談会で、リニア中央新幹線の開業を2027年とし、建設費の収入見込みを「2007年計画並みの営業収益で一定」から「平成18年度実績から22年度業績予想までの5年平均並みの水準で一定」と変更し、単体の収入で1兆1960億円を見込んでいると回答している。しかし今年度の収入見込みは1兆1580億円である。収入見込みに達していないが、今後も経営環境が厳しい中において、リニア開業の延期を再度検討することもあるのか。

会社：今、17年当時の体力に近い数値にあり、経営体力をより強くしていく。2027年を据えた展望であり、四半期毎の業績で検討するものではないし、今現時点で開業延期の考えはない。

6、国土交通省の交通政策審議会中央新幹線小委員会でリニア中央新幹線について現

在までに9回審議され、費用対効果から直線ルート・Cルートが優位とする報告がされている。現時点における審議会での議論内容について会社としてどのような認識を持っているのか。

会社：交政審の審議に口を挟むものではない。その事に対する見解は差し控える。

7、リニア中央新幹線構想について、再三に亘り申し入れを行っているがまったく業務委員会等が開催されていない。「経営協議会」の「付議事項」では、「事業の運営計画」に関する事項について労働組合に説明することが定められている。重大な会社施策であり申し入れに対しては、団体交渉、業務委員会等を開催すること。

会社：組合の申し入れは真摯に受け止め、説明すべきと認識したものはしっかりと説明している。貴側からたくさんの申し入れがあることは認識しているが、それが必要であるかどうかは幹事間で整理している。

8、今年度、21件の申し入れを行っているが、通知事項の4件を除き、協約改訂、期末手当の団体交渉の3件以外、今日開催された業務委員会以外開催されていない。この事態は労働組合の軽視である。全ての申し入れに対して業務委員会を開催すること。

会社：業務委員会等開くべきものは労働協約に則って適切に対応している。

9、東京第二運輸所の運転士が発車時に異常を認め、危険と判断し停止させたことにおいて、会社は再教育に指定した。運転士の安全に対する判断を否定する行為である。運転士の安全に対する裁量権を認め危険と判断して停止させたことに対する再教育は今後行わないこと。また再教育中において、管理者が写経を指示しているがこの指示は、人権擁護委員会で人格権の侵害と認定されていることであり、断じて容認できない。今後このようなことが無いよう管理者に対する指導教育を徹底すること。

会社：細かいことは認識していない。危険だと思って止めたことに対して問題があったのか。

組合：そうだ。

会社：そのことで再教育になったのか。

組合：そうだ。

会社：事実関係がよく分からないので、主たるところで対応してもらえば結構だが、危険だと思って止めた判断は問題ないと思うが、それ以外の何らかの問題があったら必要な教育や把握があったと思うが、分からない。

助役が写経とは、就業規則をということか。

組合：そうだ。

会社：業務指示をされているということなのか。

組合：そうだ。

会社：それなら、その方が勤務時間中に書いたのか。

組合：書いてはいないが、業務指示をしたという行為が問題だと言っている。

会社：業務指示に従わなかったのか。

組合：写経の行為を指示したことが問題である。

会社：具体的なことは分からない。

10、基本協約を締結した10月1日以降、分会掲示板の掲示物を協約違反として一方的に撤去する事態が連続して発生している。掲示物の撤去については、この間労働委員会や裁判で審理され、最高裁判所においても判断が下されている。一方的に撤去するという行為は、労働委員会、裁判所の判決・決定を無視・否定する極めて傲慢な行為である。今後一切、一方的掲示物の撤去は行わないこと。

会社：裁判の判断は真摯に受け止めている。しかし、実質的、合理的に撤去の条件に該当することとの判断があれば、そういう判断（撤去）をすることもあろうかと思うが、個々にどのような掲示が撤去されているのか分からない。

組合：撤去の過程で、そういうことをしてはいけないと裁判で決まっていることは知らないのか。

会社：合理的な理由があればいいではないか。

組合：それが間違っている。判例で出されている。

会社：実質的、合理的な理由があれば構わない。

組合：一方的に撤去することはダメだとなっている。裁判の決定を知らないのか。

会社：知っている。

組合：そもそも、実質的、合理的な理由など言っていない。

会社：要件に該当をしているという判断だ。

組合：会社の一方的な解釈で撤去されている。理由は明確にされなければならない。

会社：貴側のそういう申し入れがあったことは認識するが、実質的、合理的なことが今後もありうるのであれば…

組合：会社がどのように撤去していくか知っているか。協約違反だから撤去としか言わない。

会社：現場の管理者のときにやっていた。

組合：理由を聞いても、理由は分からないと言っている。言う必要がないと言っている。

会社：言う必要がないという言い方は分かるし、そういう通告をしたことがある。

組合：そういう行為、対応が不当労働行為だと認定されている。

会社：そういう認識はない。

組合：もう一度確認した方がいい。

11、10月21日、東京高等裁判所で労働委員会の不当労働行為の決定を不服として会社が控訴していた事件に対し棄却の判決が下された。会社は、最高裁でJR東海労働組合への不当労働行為として7件も決定を受ける事態となっている。このような会社

は日本の企業において J R 東海以外に存在しない。この異常な事態を真摯に受け止め、J R 東海労に対する敵対的姿勢を反省し、今後不当労働行為を行わないこと。

会社：判決は真摯に受け止めている。不当労働行為を行うという意識はないので、真剣に結果は受けておく。

組合：会社の考えは、不当労働行為をこの間もやっていないし、これからもやらないという認識なのか。

会社：やるという考えはないということだ。

組合：この間の多くの判決や判断についてどういう認識か。

会社：真摯に受け止めている。

組合：不当労働行為をやったということを認めたという認識でいいか。

会社：第三者機関が決定したことを真摯に認める。

12、政府は、自殺者が 1 2 年連続で 3 万人を超える事態に対して、2006年6月に自殺対策基本法を制定した。J R 東海においても自殺者が後を絶たない状況であり、労働組合としても早急に対策を講じる必要があると考えている。会社としての自殺防止に対する具体的な防止策と見解を明らかにすること。

会社：内面の関係もあり、一概に何をもってとはならない。メンタルヘルス等については重要視し、やれるべき対応はしている。

13、便宜供与の申し入れを再三にわたり行っているが場所がないとしていまだ実現していない。会社の責任において場所を確保し速やかに便宜供与を行うこと。また場所がないというだけではなく労使において場所の確認を行うこと。

会社：このことは何度も申し入れをされ、又最近も新たに受けた。それぞれ対応している。西銀座センターは便宜供与できる場所はない。

組合：組合事務所の便宜供与について、会社としての努力結果を早急に見せてもらいたい。

以 上

**掲示物の一方的な撤去は
最高裁の判例無視だ！**

就業規則の写経は人権無視だ！